

備南水道企業団一般競争入札（条件付）事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、備南水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）における入札手続きについて、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保することを目的として実施する一般競争入札（条件付）（以下「入札」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる工事）

第2条 入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1千万円以上の建設工事とする。ただし、緊急を要する場合その他備南水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

（入札の方法）

第3条 入札は、備南水道企業団建設工事等郵便入札の試行に関する要綱に定める郵便入札によって行うものとする。ただし、企業長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（参加資格等の決定）

第4条 入札を実施する場合は、備南水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会要綱に規定する備南水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会において、対象工事ごとに第6条に定める入札に参加する者に必要な資格（「入札参加資格」という。）のほか公告内容等を決定する。

（入札の公告）

第5条 入札を実施する場合は、備南水道企業団の契約に関する規程（昭和53年管理規程第4号）第4条の規定により公告文を倉敷市役所前掲示場に掲示するほか、企業団のホームページへの掲載を行うものとする。

2 入札の公告は、原則として金曜日（その日が備南水道企業団の休日を定める条例（平成3年条例第3号）に規定する企業団の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）に行うものとする。

（入札参加資格）

第6条 入札参加資格は、備南水道企業団建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（

平成13年4月16日施行。以下「入札参加資格要綱」という。)に定めるもののほか、対象工事ごとに次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の総合値(入札参加資格要綱第5条の規定による点数の合計値)に関する事。
- (2) 対象工事に対応する業種の建設業許可の種別に関する事。
- (3) 営業所等の所在地に関する事。
- (4) 対象工事と同種又は類似工事の施工実績に関する事。
- (5) 対象工事に配置予定の主任技術者又は管理技術者の資格に関する事。
- (6) 対象工事に配置予定の配水管技能者等の資格に関する事。
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項に関する事。

2 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合は、当該共同企業体の構成員について、前項各号の規定を準用する。

(共同企業体に発注する場合の取扱い)

第7条 共同企業体に発注する工事については、この要領のほか倉敷市建設工事共同請負制度事務処理要綱(昭和52年倉敷市告示190号)によるものとする。

(設計図書の交付等)

第8条 対象工事に係る仕様書、図面等(以下「設計図書」という。)及び入札金額の内訳を記載する書類は、入札公告で定める方法により交付する。なお、設計図書の交付を受けていない者は入札に参加できないものとする。

2 設計図書に対する質問は、書面によってのみ受け付けるものとし、質問書の提出方法、提出先及び提出期限は入札公告において定めるものとする。

3 設計図書に対する質問回答書の公表は、入札公告で定める方法により行うものとする。

(入札の中止等)

第9条 公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、入札を延期又は中止する。また、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合(不適正な入札であると企業長が判断した場合を含む。)は、その入札の全てを無効とする。

(落札候補者の決定)

第10条 予定価格の制限内で最低の価格で入札した者(最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の金額で入札した者のうち、最低の価格で入札し

た者)を落札候補者とする。

- 2 前項に定める落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(入札参加資格の審査及び落札決定)

第11条 企業長は、落札候補者に入札参加資格の審査書類を指定した日時までに事務課へ提出させ、入札参加資格の審査を行わなければならない。

- 2 前項に定める審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしている場合は落札者として決定し、満たしていない場合は次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

- 3 企業長は、第1項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないと確認したときは、当該対象者に対してその旨を通知するものとする。

(無効の入札)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 入札公告に示した条件に違反して応札した入札

(落札決定の通知等)

第13条 企業長は、落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者に結果を通知するものとする。

(入札参加資格を有していないと認めた者に対する理由の説明)

第14条 企業長は、入札参加資格を有していないと認められた者から書面(任意様式)によりその理由の説明を求められたときは、第11条第3項の通知を受けた日から起算して3日(休日を除く。)以内に回答しなければならない。

- 2 企業長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受理した日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面で回答するものとする。

(入札結果等の公表)

第15条 企業長は、落札決定をしたときは、遅滞なく、入札結果を以下の方法により公表するものとする。

- (1) 事務課にて書面での閲覧

(2) 企業団ホームページへの掲載

2 一般競争入札の参加者名は，入札（開札）が終了し落札者が決定するまで非公表とする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は，企業長が別に定める。

附 則

この要領は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和元年8月9日から施行する。